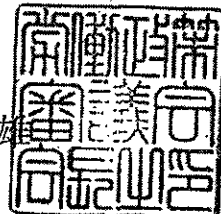




労審発第602号
平成23年2月1日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄



平成23年2月1日付け厚生労働省発職0201第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成23年2月1日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 大橋 勇雄

「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」について

平成23年2月1日付け厚生労働省発職0201第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成23年2月1日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用保険部会
部会長 清家 篤

「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」について

平成23年2月1日付け厚生労働省発職0201第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。